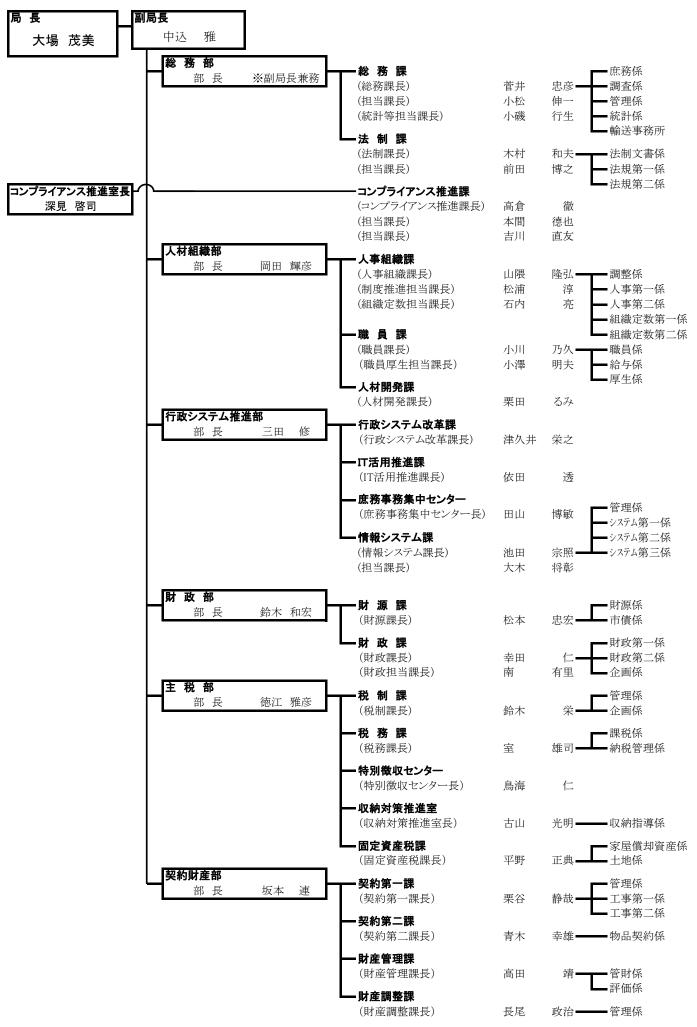
機構及び事務分掌

平成20年6月

行 政 運 営 調 整 局



《出向・派遣・応援は除く》

事務分掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 議会に関すること。
- (3) 他の執行機関との連絡調整に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)。
- (4) 監査報告に係る調整に関すること。
- (5) 輸送事務所に関すること。
- (6) 庁舎、公舎及び市有電話並びに庁舎取締りに関すること(他の局の主管に属するものを除く。)。
- (7) 局の危機管理に関すること。
- (8) 統計調査の実施及びこれに係る連絡調整に関すること。
- (9) 統計情報の整備及び提供に関すること。
- (10) 他の局、部、室、課、センターの主管に属しないこと。

法 制 課

- (1) 行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること。
- (2) 公印に関すること。
- (3) 事務引継に関すること。
- (4) 公告式及び横浜市報(横浜市報調達公告版を除く。)の発行に関すること。
- (5) 法制度の調査研究及び調整に関すること。
- (6) 議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること。
- (7) 法規の解釈に関すること。
- (8) 条例、規則その他諸規程の審査又は立案に関すること。
- (9) 例規集の編さんに関すること。
- (10) 不服申立て、訴訟等の統括に関すること。
- (11) 行政手続に関する事務の調整及び横浜市行政手続審議会に関すること。
- (12) 市史資料等に関すること。

コンプライアンス推進課

- (1) 職務の公正に関する調査及び調整に関すること。
- (2) 不正防止内部通報制度に関すること。

- (3) 要望記録・公表制度に関すること。
- (4) 内部監察に関すること。
- (5) 職員の服務(人材組織部人事組織課の主管に属するものを除く。) に関すること。
- (6) コンプライアンス委員会に関すること。

人材組織部

人事組織課

- (1) 人事組織管理行政に関すること。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他人事に関すること。
- (3) 職員の表彰に関すること。
- (4) 職員の定員及び配置に関すること。
- (5) 職員の人事考課に関すること。
- (6) 職員の選考に関すること。
- (7) 人事記録の管理に関すること。
- (8) 職員の人事交流に関すること。
- (9) 人事委員会との連絡調整に関すること。
- (10) 現金、物品の亡失等に伴う職員の損害賠償に関すること。
- (11) 組織に関すること。
- (12) 職務権限に関すること。
- (13) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 4 の規定による勧告及び協議に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (2) 職員団体に関すること。
- (3) 労務に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 退職手当、退職年金等に関すること。
- (5) 横浜市特別職職員報酬等審議会に関すること。
- (6) 職員の福利厚生、労働安全及び衛生管理に関すること。
- (7) 横浜市職員共済組合、横浜市健康保険組合及び横浜市職員厚生会に関すること。
- (8) 横浜市衛生管理審査委員会に関すること。
- (9) 職員の公務災害補償に関すること。
- (10) 地方公務員災害補償基金に関すること。
- (11) その他労務及び職員の福利厚生に関すること。

人材開発課

- (1) 研修及び人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 研修計画の調整に関すること。
- (3) 所属研修等の指導及び助言に関すること。
- (4) 横浜市研修センターの管理に関すること。

行政システム推進部

行政システム改革課

- (1) 行政内部事務の効率化、適正化、改革及び改善の推進に関すること。
- (2) 行政評価に関すること。
- (3) 審議会等の調整に関すること。
- (4) 外郭団体の設置及び運営に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

IT活用推進課

- (1) 電子市役所の推進等IT活用に係る施策の企画、推進及び調整に 関すること。
- (2) 電子市役所の推進等 I T活用に係るシステムの開発及び運用に関すること(他の局、課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 電子市役所の推進等 I T活用に係る調査研究に関すること。
- (4) 情報システムの開発及び運用に係る調整に関すること。
- (5) インターネット等の情報通信基盤に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 情報セキュリティに関すること。

庶務事務集中センター

- (1) 庶務事務システムの開発、管理及び運用に関すること。
- (2) 庶務事務システムの活用の推進及びその企画に関すること。

情報システム課

- (1) 情報システムの管理及び運用に関すること。
- (2) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること。
- (3) 情報技術に係る調査及び研究に関すること。
- (4) その他情報システムの管理及び運用に必要な事項に関すること。

財 政 部

財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること(地方公営企業関係を 含む。)。
- (2) 国の制度及び予算に関する提案及び要望についての調整に関すること。
- (3) 地方交付税に関すること。
- (4) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町 村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (5) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)。
- (6) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (7) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (8) 財政調整基金に関すること。
- (9) 当せん金付証票の発行に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第221条第1項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。
- (7) 地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。

主 税 部

税制課

- (1) 税務費に関すること。
- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 市税事務の電算化に関すること(他の局、課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 税務職員の研修に関すること。
- (5) 税制の調査、研究及び企画に関すること。

- (6) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (7) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関すること。
- (8) 税務に係る統計に関すること。
- (9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (10) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関すること。
- (11) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (12) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (13) 部内他の課の主管に属しないこと。

税務課

- (1) 市税(個人の県民税を含む。以下この部中同じ。)の賦課事務(固定 資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税に係るものを除 く。以下この部中同じ。)及び徴収事務(滞納整理事務を除く。以下 この部中同じ。)に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関すること。
- (3) 県民税取扱費に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年 法律第82号)に関すること(固定資産税課の分掌事務第7号に係るも のを除く。)。
- (5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (6) 県税交付金の収納に関すること。
- (7) 納税貯蓄組合に関すること。

特別徴収センター

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。)の調査(公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。)及び収集に関すること。
- (2) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (3) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 事業所税の賦課に関すること。
- (5) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関すること。
- (6) 事業所税の賦課事務に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関すること。

収納対策推進室

- (1) 市税(個人の県民税を含む。次号において同じ。)の収納対策の推進及び滞納整理事務に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 市税の滞納整理事務に係る犯則取締りに関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る指導及び審査に関すること。
- (2) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務に係る犯 則取締りに関すること。
- (3) 固定資産の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関すること。
- (4) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (5) 固定資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (6) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づく調査に関すること。
- (8) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (9) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関すること(地方税法(昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。) に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関することを除く。)。
- (10) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件(法 第15条に基づく徴収猶予に係るものを除く。)の調査に関すること。

契約財産部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負業者の信用、業態調査及び選定等に関すること。
- (3) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (4) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約に係る業者の相談に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 工事、製造等請負に係る業界団体に関すること。

- (9) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る契約に関すること。
- (2) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係 る業者の信用、業態調査及び選定に関すること。
- (3) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名 業者選定委員会に関すること。
- (4) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の契約に係る検査に関すること。
- (5) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の入 札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業界団体に関すること。

財産管理課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈 に関すること。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関すること。
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関すること(他の局、部、 課の主管に属するものを除く。)。
- (5) 土地及び建物の使用承認に関すること(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)。
- (6) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利並びに出資による権利の管理及び処分に関すること。
- (7) 無体財産権の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (9) 横浜市職務発明審査会に関すること。
- (10) 土地及び建物の測量に関すること(他の局、部、課の主管に属するものを除く。)。
- (11) 公有財産の評価に関すること。
- (12) 横浜市財産評価審議会に関すること。

- (13) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。) に伴う補償基準に関すること。
- (14) 用地の取得等及びこれに伴う補償に関すること(環境創造局及び 道路局の主管に属するものを除く。)。
- (15) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成 16 年 3 月横浜市条例 第 3 号)に基づく公益用地の取得に関すること。
- (16) 代替地の提供基準に関すること。
- (17) 建物移転資金融資に関すること。
- (18) 用地の取得等に係る連絡調整に関すること。

財産調整課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (3) 公有地の利用計画に関すること。
- (4) 用途廃止施設に係る活用又は処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (5) 公共事業用地費会計及び土地開発基金に関すること。
- (6) 横浜市土地開発公社に関すること。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)の施行 に関すること。
- (8) 土地情報の収集等に関すること。

横濱開港150周年

平成20年度

事 業 概 要



行政運営調整局

平成20年度行政運営調整局関係歳出予算総括表

区 分	20年度	19年度	差引	伸率
一 般 会 計	千円	千円	千円	%
/1,Х Д П	280,366,638	279,014,481	1,352,157	0.5
局 事 業 費	73,328,475	68,739,507	4,588,968	6.7
都市経営推進費	5,878	7,370	▲ 1,492	▲ 20.2
行 財 政 運 営 費	10,893,464	8,789,311	2,104,153	23.9
人 事 管 理 費	28,179,615	29,014,815	▲ 835,200	▲ 2.9
情報 化推進費	5,201,538	5,220,668	▲ 19,130	▲ 0.4
契 約 財 産 費	528,224	508,881	19,343	3.8
横 浜 市 土 地 開 発 公 社 助 成 費	11,569,117	11,578,575	▲ 9,458	▲ 0.1
統計調査費	208,283	125,443	82,840	66.0
税務費	16,742,356	13,494,444	3,247,912	24.1
公 債 費	190,385,939	187,782,048	2,603,891	1.4
特別会計繰出金	15,652,224	21,492,926	▲ 5,840,702	▲ 27.2
予 備 費	1,000,000	1,000,000	0	_

		分					20年度	19年度	差引	伸 率
ıL	L	П	ıı		^	1 ←	千円	千円	千円	%
华	于	另	ij		会	計	734,672,874	705,133,096	29,539,778	4.2
	公	共 事	業	用	地費	会計	27,026,329	29,330,324	▲ 2,303,995	▲ 7.9
	市	債		金	会	計	707,646,545	675,802,772	31,843,773	4.7

【参考】

○総計: 1,015,040 百万円 (対前年度比 3.1 %)○純計: 281,078 百万円 (対前年度比 5.3 %)

○一時借入金の最高限度額: 190,000,000 千円 (前年度 190,000,000 千円)

平成20年度予算の主な事業

◎一般会計

1. 都市経営推進費 5,878千円

(1)市役所改革推進事業(都市経営局から移管) 【予算額 5,878千円】 職員仕事満足度調査や業務改善提案制度の運用、ハマリバ収穫祭における 改革・改善成果の発表等を通じて職員の意識改革を図り、より効果的・効率 的な仕事の進め方を構築し、市役所の構造改革を推進するとともに、横浜バリューの実施を通じて、自治体間で知恵と工夫を競い合う関係づくりを進めます。

2. 行財政運営費 10,893,464千円

(1) 市庁舎整備事業

【予算額 2,697,300千円】

引き続き市庁舎の耐震補強工事等を進めます。

(2) 外郭団体改革推進事業

【予算額 16,893千円】

「特定協約団体マネジメントサイクル」の一環として、平成20年度は2期目の協約の中間期にあたるため、全特定協約団体(39団体)に対し、協約の進捗状況について外部の専門家による監察を実施し、外郭団体の自主的・自立的経営を促進します。

(3) コンプライアンス推進事業

【予算額 7.642千円】

平成19年12月に策定した職員行動基準について、研修などを通じ徹底を 図り、市民に信頼される誠実な行政運営を確保します。

また、コンプライアンス関連制度の総合的運用を行うとともに、区局における事件・事故の再発防止や業務の点検・改善の取組を支援し、適正な業務の実施を図ります。

(4) 市史資料等保存活用事業

【予算額 62,416千円】

「横浜市史Ⅱ」編集関連資料等を広く市民の利用に供するため、中央図書館において平成20年1月から閲覧利用を開始しました。

平成20年度は、引き続き資料の長期保存措置を実施するとともに、開港 150周年記念出版物の編集などに取り組み、積極的な情報発信を図ります。

(5) 庁舎管理事業

【予算額 2,066,395千円】

市庁舎の維持・管理及び周辺ビルの借上げを行います。

(6) 文書管理システム運用事業

【予算額 195,308千円】

文書事務の効率化・簡素化を図るために、文書の収受から起案、決裁、 保存、廃棄までの一連の文書事務を電子化し管理する総合的な文書管理シ ステムの運用を行います。

(7) 財政調整基金積立金

【予算額 255,000千円】

横浜市の財政の健全な運営に資するため、財政調整基金の運用益について積み立てます。

(8) 減債基金積立金

【予算額 371,000千円】

市債の償還に必要な財源を確保するため、減債基金の運用益について積み立てます。

(9) 地方公営企業等金融機構出資金 (新規) 【予算額 353,000千円】

本年9月末をもって解散となる公営企業金融公庫に代わり、全地方自治体の共同出資のもとに設立される地方公営企業等金融機構に対し、本市負担分を出資します。

3. 人事管理費 28,179,615千円

(1)職員研修事業

【予算額 54.551千円】

「人材育成ビジョン」に基づき、「人を育てる組織風土」の醸成や「個々の 能力開発段階に応じた人材育成」など、総合的かつ計画的な人材育成に取組み ます。

(2) 職員安全衛生管理事業

【予算額 322.817千円】

労働安全衛生法及び本市職員衛生管理規則に基づき、事業者に義務付けられ た職員の定期健康診断及び保健指導等を行います。

(3) 職員福利厚生事業

【予算額 504,987千円】

職員に対する福利厚生の増進を図るため、条例に基づく団体への事業費の助成等を行います。

4. 情報化推進費 5,201,538千円

(1)情報化推進事業

【予算額 82,390千円】

庁内の情報システムの最適化のため、CIO(最高情報統括責任者)をトップとするIT化推進本部を中心に、民間からのCIO補佐監や外部専門家の最新の知識・ノウハウを活用しつつ、情報システムの調達適正化支援、セキュリティ対策を推進します。

また、庁内の情報化の推進に向け、人材育成を目的とした情報化研修を行います。

(2) 庶務事務集中化・外部委託化事業

【予算額 608,023千円】

庁内の各部署に分散して処理されている庶務事務について、IT (情報通信技術)を活用して事務処理を集中化するとともに、可能 な限り外部委託化することにより、行政運営の効率化・簡素化を図 ります。

(3) 電子申請・届出システム及び職員認証システム等運用事業

【予算額 278,469千円】

市・区役所への各種申請・届出手続についてインターネットによる受付等を可能とする「電子申請・届出システム」、セキュリティ対策の充実・強化に向け、システムの利用権限の確認やデータの改ざん防止等を行うための「職員認証システム」等の運用を行います。

(4) 行政情報通信基盤(庁内LAN) 運用事業 【予算額 420,190千円】

市庁舎・区役所等を結ぶ全庁的な情報通信基盤(庁内LAN)の安定的な運用を行うことにより、行政内部事務の効率化・簡素化の支援を図ります。

(5)情報システム運営管理事業

【予算額 3.762.234千円】

区役所等の窓口サービスで利用する住民記録・市税・国民健康保険・介護 保険や内部事務で利用する人事給与等の各システムの運用管理を行います。

5. 契約財産費 528,224千円

(1) 電子入札システム運用管理事業

【予算額 200,850千円】

入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るために 導入している電子入札について、引き続き全ての工事について実施するととも に、物品・委託についても対象の拡大を図ります。

(2) 保有土地売却事業

【予算額 32,004千円】

利用予定のない代替地等の保有土地については、引き続き公募販売を進めて保 有土地の縮減と売却収入による財源確保を図ります。

平成20年度は、30区画、16億円を販売目標としています。

(3)土地管理事業

【予算額 98,800千円】

保有土地の管理を適正に行うため、巡視・調査を実施し、必要に応じて外柵の設置や除草・清掃を行います。

7. 横浜市土地開発公社助成費 11,569,117千円

(1) 事業資金貸付事業

【予算額 10,000,000千円】

土地開発公社に対して無利子貸付を行い、その支払金利の負担を軽減することにより、同公社から用地を再取得する際の取得価格を抑制します。

(2) 運営費補助事業

【予算額 169,117千円】

土地開発公社の運営に要する経費について補助を行います。

(3) 売却差損補てん金

【予算額 1,400,000千円】

土地開発公社が保有するみなとみらい21地区内の土地(旧高島ヤード地区)の売却差損について補てんします。

8. 統計調査費 208, 283千円

(1) 指定統計調査事業

【予算額 204.625千円】

統計法及び神奈川県統計調査条例に基づき、「平成20年住宅・土地統計 調査」など6調査4事業を実施します。

(2) 統計調查事業

【予算額 3,658千円】

各種指定統計調査等の結果について、調査報告書や定期統計刊行物の発行、 ホームページでの公開を行います。

9. 税 務 費 16,742,356千円

(1)特別徴収センター運用事業

【予算額 144,723千円】

個人市県民税の特別徴収事務について特別徴収センターで一元的に管理・運営します。平成20年度も引き続き課税事務の省力化を図るとともに、税関係書類の誤送付などの防止に努めます。

(2) 電子申告システム運用事業

【予算額 99.768千円】

納税者の利便性の向上と課税事務の省力化・効率化を図るためにインターネットを利用した市税電子申告システムを運用し、引き続き利用者数の拡大に取り組んで行きます。

(3) 償還金及び還付加算金

【予算額 4,000,000千円】

法人市民税の確定申告による還付金など、前年度以前の過誤納金及びその利 子相当分について、歳出予算から償還金及び還付加算金として支出します。

なお、平成20年度においては、平成19年度に実施された税源移譲により、 所得税の減額がなく、個人住民税のみが増額となった方に相当分の還付及び充 当を行います。

(4) 収入歩合向上対策事業

【予算額 32,087千円】

区局一体で市税滞納整理を進めることにより、市税収入の安定的確保、滞納額の圧縮と市税収入歩合の一層の向上を図ります。

平成20年度は、市税収納率の目標97.1%の達成に向け、早期の財産調査と滞納処分の徹底を図るほか、引き続き捜索やインターネット公売(動産、自動車)等を積極的に活用します。

(5) 税務事務集約化事業(新規)

【予算額 64.493千円】

現在、各区で実施している法人市民税及び固定資産税償却資産分等の賦課事務を集約・一元化することにより、効率的かつより公平で適正な課税が行える事務執行体制を構築します。

(6)個人住民税の公的年金からの特別徴収事業(新規)【予算額 142,000千円】 公的年金受給者の納税の利便性向上及び効率的かつ確実な税収確保を図るため、地方税法の改正に基づいて平成21年度から実施される個人住民税の公的 年金からの特別徴収に向け、システム開発等の所要の準備を進めます。

10. 公 債 費 190, 385, 939千円

(1) 元 金

【予算額140,607,787千円】

(うち減債基金積立金 72,320,028千円)

(2)利子

【予算額 48,327,209千円】

(3)公債諸費

【予算額 1,450,943千円】

11. 特別会計繰出金 15,652,224千円

(1) 水道事業会計繰出金

【予算額 1,543,170千円】

水道事業に対して繰り出しを行います。

(2) 自動車事業会計繰出金

【予算額 399.871千円】

自動車事業に対して繰り出しを行います。

(3) 高速鉄道事業会計繰出金

【予算額 13,709,183千円】

高速鉄道事業に対して繰り出しを行います。

◎特 別 会 計

1. 公共事業用地費会計 27,026,329千円

(1)土地開発基金費

【予算額 14,380,480千円】

土地開発基金の運用収益を積み立てるとともに、土地開発基金保有土地の取得、処分を行います。

(2) 都市開発資金事業費

【予算額 2.198.256千円】

都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。

(3)公共用地先行取得事業費

【予算額 10,447,593千円】

公共用地先行取得事業債による用地の取得、処分を行います。

2. 市債金会計 707,646,545千円

(1)元 金 【予算額523,545,791千円】

(2) 利 子 【予算額108,738,038千円】

(3)公債諸費 【予算額 1,931,422千円】

(4)減債基金積立金

【予算額 73,431,294千円】

(うち一般会計分 72,320,028千円)



Administrative Management and Coordination Bureau

平 成 2 0 年 度

行政 選 営 調 整 局 運 営 方 針

区局・事業本部の運営をサポートするとともに、より一層の調整力を発揮していきます。

運営方針の策定にあたって~行政運営調整局の決意~

行政運営調整局の使命は、「区役所や他の局・事業本部の直面 する課題や運営を積極的にサポートし、調整力を発揮」すること にあります。

この使命の実現を目指し、昨年度、様々な取組を行った結果、「横浜市職員行動基準」の策定、市有地の公募売却による財源確保、政府系資金の低利借換による利子負担の軽減 などの成果をあげることができました。また、行政運営調整局では、事業では、事にでなる、「人の自標達成の良い活力ある組織で取り組んではき目標として、「風通しのして、「外がな改善と検証の徹底」などが、「仕事にやりがいるり」、局をあげて取り組んできましたが、「仕事にやりが知道の情報をあるとででは、「人の割合が相対的に低い、「区局間、組織の情報を換や連携」に課題があると感じている職員の割合が経過の情報を換や連携」に課題があると感じている職員の割合で至いません。

今年度も、引き続き、「5つのチャレンジ」を掲げ、日頃の業務の改革・改善に努め、区局・事業本部へのサポート・調整が「当たり前」にできるよう、そして自らの仕事の質を向上し組織を活性化していくために、600名の職員が一丸となって取り組んでいきます。

そして、こうした取組を通じて市役所の総合力を高め、市民 サービス・市民満足度の一層の向上を目指してまいります。

行政運営調整局長 大場 茂美

行政運営調整局の5つのチャレンジ!! ~運営の考え方~

行政運営調整局は、局の使命を実現していくために、個々の職員・職場単位の行動目標として5つのチャレンジを掲げ、日頃の業務の改革・改善に努めていくとともに、重点推進 施策の効果的な推進につなげていきます。

チャレンジ

区局・事業本部へのより充実したサポートを目指します!!

- 文書は、送付・依頼される側にとってわかりやすく、また負担感を軽減するために、 電子メールの作成ルールの徹底、作業手順・提出様式の大胆な見直しや廃止を目指し ます。・・・昨年度評価で(昨年度評価については、右下囲みを参照。)
- 会議は「資料の事前配布、定刻開始、原則1時間」を徹底するとともに、区局・事業 本部に出向いて開催するなど区局等の負担軽減や緊密な連携を目指します。

・・・昨年度評価D

○ 区局・事業本部との相談しやすい関係や信頼感をさらに高めるため、応対マナーの向 上や業務知識が蓄積された「行政のプロ」を目指します。・・・昨年度評価B



- ・行政運営調整局から来る文書はわかりにくい!
- (イメージアンケート※1 他区局から「できていない」と思われている割合41.3%)
- ・行政運営調整局の説明はわかりにくい!
- (イメージアンケート 他区局から「できていない」と思われている割合28.0%)
- ・区局・事業本部との意思疎通が足りていない・・・

(職員仕事満足度調査※2 Q11「区局間、組織間の情報交換や連携が十分図れている」と回答し局職員 26.3%)

チャレンジ

風通しのよい組織づくりと、 いきいきと働ける職場環境づくりを目指します!!

- 上司からの声かけや活発な議論、対話を通じて、十分に情報を共有するとともに、 「チーム力」を高め、職員の豊かな発想を引き出し課題を解決します。 「必要な情報が十分に得られている」「仕事にやりがいや意欲を感じる」職員の割合 80%以上を目指します。・・・昨年度評価D(19 65.1%)
- ミスなくスムーズに業務ができるよう整理・整頓を徹底するとともに、来庁者が訪れ やすく、職員が働きやすい職場環境を作るため、毎月1回以上、職場単位で整理・整 頓に取り組んでいきます。・・・昨年度評価D
- 職員の健康確保や「ワーク・ライフ・バランス」推進の観点から、仕事の見直し・廃 止により定時退庁の促進を図り、超過勤務時間の対18年度比10%削減を目指します。 ・・・昨年度評価D(19 ▲0.8%) (18年度は行政運営調整局スタートの年)



- ・仕事に必要な情報が足りてない・・・
- (職員仕事満足度調査Q10「仕事に必要な情報が十分に得られている」と回答した局職員58.9%)
- もっと仕事にやりがいを感じたい!
- (職員仕事満足度調査Q03「仕事に意欲ややりがいを感じている」と回答した局職員65.1%)
- ・職場の整理整頓ができていない・・・
- (局職員振り返りアンケート※3 Q18「組織として整理整頓に取り組んでいる」と回答した職員56.5%)
- ・超過勤務が多い・・・
- (課長チャレンジ期末振り返り「超過勤務を10%削減し、活き活きと働ける職場を作ります」で、目標を下回 る(評価C)とした課長57.7%)
- (2月までの超過勤務時間は10%以上削減を達成した課は6課のみ。局全体では18年度同期比0.8%減)

チャレンジ 3

コスト意識の徹底を目指します!! ~「もったいない」を「脱温暖化行動(CO-DO30)」に~

仕事の見直し・廃止や会議における配布資料の見直しなどにより、人・モノ・カネ・時間の 「もったいない運動」を徹底するとともに、環境に配慮した行動を実践し、「事業・業務の コストを意識して行動している」職員の割合80%以上を目指します。

・・・昨年度評価で(19 60.5%)

○ パソコンの省電力設定の励行や裏紙の使用の徹底などに加え、さらに一歩進めた脱温暖化 行動(CO-DO3O)を職場単位・職員個人で実践します。〈新規〉



- もっと決裁を早くしてほしい!
- (局職員振り返りアンケートQ16「課内決裁は1日、局内決裁3日以内が守られている」と回答した職員 43.8%)
- もっと業務をスピードアップしたい!
- (職員仕事満足度調査Q23「業務の簡素化・効率化によりスピードアップが図られた」と回答した局職員
- もっと事業・業務のコストを意識したい!
- (職員仕事満足度調査Q26「事業・業務のコストを意識して行動している」と回答した局職員60.5%)

チャレンジ

市民から信頼される誠実・適正な行動の実践を目指します!!

職員行動基準の遵守はもとより、事件・事故情報を共有し、徹底した意見交換により業務 改善にいかします。そして、不適正な事務処理ゼロを目指します。〈新規〉



- 情報共有のさらなる促進を!
- (職員仕事満足度調査Q12「職場内での情報共有が十分図られている」と回答した局職員69.4%)
- 適正な事務処理でないと感じることも・・・
- (職員仕事満足度調査Q37「仕事の中で適正な事務処理でないと感じることがある」と回答した局職員40.8%)

チャレンジ

「身近な改善」と「検証」の徹底を目指します!!

全職員が「一人一改善」の提案・実践・検証を通じて身近な業務の改善につなげ、「定期 的に事業・業務の見直しを行っている」職員の割合80%以上を目指します。

···昨年度評価D(19 68.8%)



- もっと改善提案をしなければ・・・
- (局職員振り返りアンケートQ21「一人一改善提案運動の取組に提案した」と回答した職員58.7%)
- ・もっと定期的に業務を見直さなければ・・・
- (職員仕事満足度調査Q24「定期的に事業・業務の見直しが行われている」と回答した局職員68.8%)

【参考】19年度運営方針振り返りの5段階評価基準

- A:目標を大きく上回る成果が上がった
- C:目標どおりの成果が上がった

- E:目標を大きく下回る成果に止まった
- B:目標を上回る成果が上がった D:目標を下回る成果に止まった
- イメージアンケート・・・YCAN(市民サービスの向上及び行政事務の簡素効率化を推進するために設置された横浜市行政情報ネットワーク)を通じ、他区局の職員を含めた局のイメージアンケートを19年9月~10月に実施。1,628人が回答。(うち他区局1,260人) ※2 職員仕事満足度調査・・・市立学校の教職員などを除く全職員を対象に19年11月~12月に実施。行政運営調整局職員は304人が回答。(回答率約50%) ※3 局職員振り返りアンケート・・・行政運営調整局職員を対象に20年2月に実施。322人が回答。(回答率約60%)

12の重点推進施策

行政運営調整局は、市役所の「総合力」を高め、次代を見据えた市民サービスの実現とさらなる市民満足度の向上を目指します。

経営資源(人材・財産・予算)の最大活用!!



●コンプライアンスの推進

・区局・事業本部の主体的な取組を支援することにより、それぞれの職場が日常の業務の中でコンプライアンスを考え、行動していけるよう、①行動基準の実践、②コンプライアンスを支える仕組みの見直しを行い、③不適正な事務処理を解消します。

●人材育成の推進と組織力の強化

- ・ 人事考課制度に関する研修の充実や本人開示・相談窓口の仕組みにより、昇任・昇給を適正に行います。
- ・自己啓発等休業制度の導入や他都市等との人事交流の推進、またキャリア段階に応じた研修の実施等により、キャリア形成を支援する仕組みの充実をはかります。
- ・ 責任職に占める女性職員の割合について目標数値を設定し、関係局と連携し目標の 達成に向けた様々な取組を行います。

●働きやすい職場環境の充実

- ・ メンタルヘルス対策をはじめとして、職員がその能力と意欲を存分に発揮していきい きと働ける環境づくりに取り組みます。
- ・ 仕事と子育ての両立支援について、各区局・事業本部で独自の取り組みが進められ、 さらに理解が深まるよう引き続き推進します。

●電子市役所の推進・情報システムの全体最適化

- ・電子市役所を着実に推進するとともに、情報資産を無駄なく最大限に活用し、適切な コストパフォーマンスを実現するための「全体最適化指針」を年度末までに策定し ます。
- ・ 各業務所管課が行うシステムの調達について、開発・維持コストの適正化を図るため、 I T部門が企画段階から広く支援を行います。

●一体的な取組による自律分権型の予算編成・執行体制づくり

・ 平成20年度都市経営の基本方針を踏まえた、予算編成や職員配置などが行えるよう、 全庁的な視点で一体的な予算編成と執行体制づくりに取り組みます。

●税務事務における効率的かつ適正な賦課徴収の実現

- ・ 法人市民税や固定資産税償却資産分など、各区役所において少人数の職員で課税事務を行っている一部の税目について、行政運営調整局に集約します。
- ・税負担の一層の公平と財源の確保を図るため、口座振替納税の拡充や滞納整理の促進 に取組み、20年度末に、①市税収納率97.1%、②市税滞納額190億円、③口座振 替新規申込者数4万7千件を目指します。

●保有財産の活用・処分

・保有土地の有効活用や計画的な縮減を進めます。公募売却について、30区画、総額 16億円以上を目標に引き続き推進します。また、廃校施設の後利用計画案の策定に 取り組みます。

時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現!!



●条例の見直しなど社会環境の変化に対応した行政運営の実現

- ・ 社会環境の変化や市民ニーズの変化に合わせて、9月までに、条例を見直す仕組みを つくります。
- ・ 職員仕事満足度調査を10月に実施し、問題点を把握します。その結果を各区局・事業本部に提供し、組織運営の向上を促します。

●外郭団体改革の推進~特定協約団体マネジメントサイクルによる見直しの継続~

- ・ 外郭団体の自主・自立の経営を促進するため、すべての特定協約団体(39団体)の協 約の進捗状況について、外部の専門家による監察を実施します。監察の結果についても、 公表していきます。
- ・ 次期協約(平成23年度)策定に向けて、外郭団体に対する人的・財政的関与の新たな 枠組みを検討していきます。

●市民にとってわかりやすい財務情報の提供と行財政制度改善に向けた提案

- ・実質公債費比率や将来負担比率など、今年度初めて公表する健全化判断比率について、 市民にとってわかりやすい情報提供を行えるよう、必要な対応をしていくとともに、 庁内での情報共有を進めます。
- ・ 民間企業型の財務諸表を用いて、現在公表している財務諸表を更に充実させ、市の財政 状況をわかりやすく提供します。

●緑の保全・創造に向けた財源の確保(緑新税の創設)

・ 貴重な緑を次世代に継承するため、緑の保全・創造に向けた「横浜みどりアップ計画」 を推進する財源確保策の一環として、関係局との調整や市民等の理解を得ながら、新た な税の創設に取り組みます。

●競争性、透明性、公正性を確保した入札・契約制度の推進

- ・ 工事の事業者の適正評価を実施するとともに、入札の実施状況の検証を踏まえ、引き続き 評価方法の拡充を図ります。
- ・ 行政運営調整局で行う物品・委託の入札を、原則全て一般競争入札又は公募型指名競争 入札とするとともに、区局・事業本部で行っている入札について公募型指名競争入札の 拡大を図ります。

^{応対マナー向上の取組} のマスコット 「まな芽ちゃん」

2つの「最適」を通じ、

「市役所の総合力」

を高めていきます!!





重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
コンプライアンスの推進	職員行動基準 の実践 [4-4-1]	・19年12月に「横浜市職員行動 基準」を策定し、20年1月から全 庁において職員行動基準に基づく 取組を進めています。 ・今後は、職員一人ひとりが、自 らの職務を遂行する中で、行動に 結び付けられるよう職員行動基準 の理解を深める必要があります。	・全ての職員が、「職員行動基準」を知っています。(認知度100%)・全職員が職員行動基準に基づく行動がとれるよう、すべての区局・事業本部において、その業務の特性や実態にあわせ、職員行動基準の理解を深めるための具体的取組が実施されています。	・コンプライアンスの研修の実施 (通年) ・各区局・事業本部の業務特性や 実態を踏まえた職員行動基準の理 解を深める取組の推進(通年) ・ e ラーニング等の研修資料の提 供(6月~)
	コンプライア ンスを支える 仕組みの 見直し [4-1-1]	・19年4月の規則の制定により、コンプライアンス推進体制及びコンプライアンス関連制度の整備を図っています。 ・関連制度の運用やコンプライアンス推進の取組状況等については、継続的に点検・評価し、必要に応じて運用や制度そのものの見直しを行う必要があります。	・コンプライアンス委員会や区局のコンプライアンス推進委員会等において、本市におけるコンプライアンス推進の取組や関連制度の運用が的確に検討・点検・評価されています。	・現行の推進体制・制度運用等の 課題の整理(4~6月) ・体制・制度の見直し案の策定 (7月) ・体制・制度の見直し実施(9 月)
	不適正な 事務処理の 解消 [6-2-6]	・昨年度の職員行動基準の策定過程における職場での議論において、不適正な事務処理として指摘されたものの中には、全庁的に対応すべき課題が認められます。・今後こうした事務処理の解消を図る必要があります。	・不適正な事務処理として指摘された内容のうち、早急に改善すべき事項を特定し、その原因の分析を行った上で、不適正な事務処理の解消及び制度の見直しが図られています。	・不適正な事務処理の実態調査及 び早急に改善すべき事項の特定 (4月~6月) ・原因の分析、事務処理の見直 し・制度の変更案の検討 (7月~11月) ・事務処理の見直し・制度の変更 の実施 (12月)
人材育成の推 進と組織力の 強化	意欲・能力・ 実績を反映 した昇任・ 昇給の推進 [6-3-2] [6-3-3]	・職員の意欲や能力を高め、組織力を強化し、市民満足度の向上につなげていくことを目的とした新たな人事給与制度が19年4月から始まりました。この制度を目的にそってしっかり運用していくとともに、根幹となる人事考課制度について、より公平性・透明性・納得性を高めていくことが必要です。	・職員一人ひとりが制度を正しく 理解しています。 ・職員仕事満足度調査において、 人事給与制度及び人事考課制度理解の割合が、前年度を上回っています。 (19年度結果 人事給与制度 84.8%、人事考課制度72.4%) ・責任職に対する研修を徹底して 行うことにより、職員仕事選解の 割合を100%に近づけます。 (19年度結果[運営責任職]人事給与制度97.8%、人事考課制度 96.5%)	・人事考課制度・人事給与制度に 係る区局・事業本部への支援・調整(通年) ・19年4月から導入した人事給与 制度に基づく昇任・昇給の実施 (通年) ・人事考課制度プロジェクトによる制度運用の把握・検証や改善策 等の検討(4月~6月、10月~3 月) ・考課者研修の実施(7月~10 月)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
人材育成の推の強化	キャリア形成 を支援する 性組みの充実 [6-2-3]	【キャリア形成 支援の仕組みの、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では	【キャリア形成支援の仕組みの拡 ・自己啓発等体業制度の創設やど をおうなのの動きなが を担うの人がであるを担います。 ・おされ、将では を担うします。 ・おされ、制が充実をしています。 ・おされ、制が充実をしています。 ・おされ、制が充実をしています。 ・おされ、制が充実をしています。 ・おさば体制が、部メートが図られての一方ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	【キャリア形成支援の仕組みの拡充】 ■白宮発等体業制度の導入・発見では、10回来の上をでは、10回来の人の大きの性をでは、10回来の人の大きの人の大きのが、10回来の人の大きの人の大きの人の大きの人の大きの人の大きの人の大きの人の大きの人の大
	女性責任職の登用について	・採用数(事務系)については、女性の採用者数が男性を上回る状況が続いており、平成25年度には全職員の男性と女性の割合がほぼ同じ割合になる一方で、責任職については、係長昇任試験の受験状況が継続した。女性二9:1)のまま推移します。 このような状況は、職員バランスを欠いており、優秀な女性職として能力発揮できないであることは、組織力の低下を招くことにつながるものであり、今後、女性職員の責任職の登用が組織力の維持向上のために必要です。	・女性管理職の登用について、目標数値を設定し、全庁的にその目標に向けた取組を推進するとともに、職員にも周知されています。	・女性管理職の登用について目標 数値を設定(6月) ・目標達成のための具体的取組の 検討・周知(7月〜9月) ・具体的取組の実施(10月〜)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
	福利厚生制度 の見直し [6-4-1]	【福利厚生制度の見直し】 将来に持続可能な福利厚生制度に ついて、厳しい財政状況や社会情 勢の変化、職員のニーズを踏まえ て検討し、見直す必要がありま す。	【福利厚生制度の見直し】 福利厚生制度及び事業について、 21年度中の円滑な見直し実施に向 けて検討がなされています。	【福利厚生制度の見直し】 ・福利厚生制度検討委員会における検討(~12月) ・関係団体との調整(~12月) ・各団体方針決定に向けた調整(~12月) ・福利厚生事業全体の見直し検討(~12月)
働きやすい職場環境の充実	次世代 育成支援 [6-4-2]	【次世代育成支援】 ・法改正に伴い、育児短時間勤務制度の導入をはじめ次世代育成を選別を記した。 ・法改正やこれまでの取組を配置を選別を記した。 ・済育にのでは、京都には、一方には、一方でにから、一方でにがいます。 ・子では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	【次世代育成支援】 ・60%以上の区局・事業本部で両立支援に関する独自の取組がネットワークづくり、ランチミーティングetc)・担当者の連絡会を開催し、区局・事業力づら、連絡会を開催し、やカリークが進められています。(年3回)・特定事業主行動計画の推進を通じて、19性職員の育児休業取得率(8.1%) ②子どもの出生時における、父親の3日以上の年次休暇取得率(86.3%)の3つの数値目標が達成されています。第3つの数値目標が達成されています。※3つの目標値については、19年度実績確定前のため、19年度度により変動します。	【次世代育成支援】 ・研修等による制度の周知及び理解の促進(随時)・横浜市特定事業主行動計画推進委員会の開催(5月、10月)・経営責任職向けの両立支援研修の支援(通年:推進座の開催(7月~2月)・両立支援通信発行(年3回)・担当者連絡会の開催(年3回)・によるネットワークづくり
	健康管理対策 の充実 [6-4-3]	【健康管理対策の充実】 ・精神疾患による長期休養者が 年々増加傾向にあることから、メ ンタルヘルス対策を検討し、一層 充実を図る必要があります。 また、生活習慣病対策について は、「ならない」ための支援を行う 必要があるため、より若年層の予 防施策に重点を置きます。	【健康管理対策の充実】 ・健康管理に関して研修・相談体制の検討、強化が図られるとともに、特にメンタルヘルスに関しては基本計画が策定されています。	【健康管理対策の充実】 ・40歳未満の若年層を対象とした新たな生活習慣病予防策の実施(4月~3月)・職員のこころの健康づくり計画検討委員会の開催及び計画策定(~12月)
電子市役所の 推進・情報シ ステムの全体 最適化	情報システム の全体最適化 の推進	・庁内には160を超える情報システムがあり、各システムのハードウェアの数や構成、システム経費の使途、設置場所など、詳細な内容が把握できていません。これらの詳細を把握した上で、庁内の情報システムの全体最適化について、検討・議論し、決定していく必要があります。	・庁内の各情報システムの詳細な 内容が台帳に集約・把握されてお り、様々な分析や検討が可能に なっています。 ・本市の情報システムの「全体最 適化」についての考え方が、指針 としてまとまっています。	・庁内の情報システムの分析及び検討(7月) ・全体最適化の方向性について、IT化推進本部会議へ報告(10月) ・所管課のヒアリング(12月) ・「全体最適化指針」のまとめ (3月)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
電推ス最適を指える。	情報システム の調達適正化 の推進	・システム関連事業は各業務所 管局ごとに企画・事業化されて おり、全庁的・横断的な視点からの効果的なIT活用や、既存の 情報資産の活用が十分に検討・ 調整されていない状況にあります。 このため、従来の調達適正化 支援を拡充し、企画、予算編総 段階においてIT部門にが必要 です。	・システム関連事業の企画段階から I T部門が関わり、有効性や事業化の方向性を検討し、予算化の可否や優劣を助言する仕組みとともに、システム調達適正化の充実を図る仕組みが出来ています。	・調達適正化支援(通年) ・21年度IT経費の概計調査 (6月) ・21年度の予算化を優先する システム決定(7月の本部会 議) ・一定規模以上のシステムの予 算事前チェック(10月)
	庶務事務集中 化・外部委託 化の推進 [5-3-4]	システム的に対応できるよう、 関係部署との調整を行う必要があります。 「第二段階」 ・20年4月から「庶務事務集中センター」を開設し、共通物品、給与手当の一部の事務処理	[第一段階] ・事務所・事業所への拡大が完 てい、企業局への拡大へ向け ています。 「第二段階] ・21年度以降の対象と考えに関 ・21年度以降の対象と考えに関 いる通勤にでは、システム設計・関発をはなすがある事務をでは、ともの流れも合わせて整理しています。	始(6月~) [第二段階] ・児童手当・扶養手当業務のシステム運用開始(6月) ・財形貯蓄業務をセンターで開始(7月) ・被服貸与業務のシステム運用
	申請・届出手 続の電子化の 拡充 [3-1-3]	・現在、電子化した手続数は 108であり、利用者の利便性 向上の効果が見込まれる手続を 基本に拡大する必要がありま す。 ・講座やイベントの申込などが 簡単にできる簡易申請機能を追 加し、複数のイベントやアン ケートで利用されています。		・新たに電子化する手続の庁内 募集 (5月) ・手続所管課とのヒアリングの 実施 (6月) ・新規手続の開発委託(8月) ・新たに電子化する手続の開発 終了・稼動(12月) ・対象手続等の見直し、指標の 再設定 (4月~8月) ・簡易申請機能の区局・事業本 部への周知・操作指導(通年)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
一体的な取組 による自律分 権型の予算編 成・執行体制 づくり	ー体的な取組による予算編成・執行体制づくり [4-3-4] [6-1-1] [6-1-2] [9-1-1] [9-2-1] [9-2-1] [9-3-1] [9-3-1]	・中期計画に掲げた重点取組項目を着実に推進する必要があります。 ・新たな環境変化や社会的要請を 考慮するととに、大量退職が本格化しているため、新たな関境もに、 が表記団塊が本格化しているため、新たな間境が のいるだめ、新たが観点から、執行体制づくりを進めが表記がある。 ・自律分権型予算編成を基本心しる ・自律分権ではまざまで、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないるでは、 ・自ないる。 ・自ないるでは、 ・自ないる。 ・自ない。 ・自ないる。 ・自ないる。 ・自ない。 ・自な。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自ない。 ・自な。 ・自な。 ・自な。 ・自な。 ・自な。 ・自な。 ・自な。 ・自な	【執行体制づくり】 ・法改正や制度改革の動向もふまえ、職員定数の見直しを進め、人口あたり職員数を指標とした簡素で効率的な執行体制が整備されています。 【予算編成】・21年度予算において、中期計画の数値目標がの単年度目標を確実に達成しています。 ②計画期間中目標は、平均値レベルで達成しているか、翌年度います。 ②計画規間中目標は、平均値以降での目標達成の目途がついてます。 ・全庁的な視点での調整が円滑による、適切な予算が編成されています。	・20年度予算編成の検証とITや維持保全関連予算との調整など、予算編成プロセスの改善検討(4月)・21年度採用予定数の調査(4月)・財源配分方法の検討(5月)・組織編成、職員配置計画の策定に向けた区局・事業本部との調整(7月)・財源配分額の算定(8月)・予算編成・執行体制づくりの基本方針公表(9月)・中期計画と連動した予算・組織・定数展成(1月)・21年度予算案公表(2月)・区局・事業本部ごとの職員人件費の目安公表(2月)・職員定数条例や関連規則の改正(3月)
税務事務におかつ適収の実現	地方税の申告 手続等の電子 化の拡充 [3-1-4]	法人市民税、固定資産税(償却資産)、給与支払報告書(個人住民税)及び事業所税の4税目の申告手続きについて、電子申告を開始していますが、利用者のさらなる利便性向上や利用率の拡大を図ることが課題となっています。 19年度実績:利用率 3.9%(速報値)	利用者の利便性の向上のためのシステムの機能等の改善を行うとともに、積極的な広報等により、利用率が拡大しています。 利用率目標 10% (6.1ポイント向上)	【システム機能の改善】 ①地方税電子化協議会と協議し、新規利用届出時の利用者IDの即時発行化を実施(10月) ②未連携ソフト会社の把握と関係団体への報告(~9月) 【広報】 ①市HPでの広報(通年) ②区役所等でのチラシ配布(通年) ③通知書等発送用封筒へ広報掲載(5月、10月) ④法人会など各種広報誌への広報掲載(~3月) ⑤企業向け各種説明会での広報(10月~11月) ⑥企業への訪問勧誘活動(~11月)
	税務事務の 集約化による 効率的かつ 適正な賦課 徴収の実現 [3-2-3]	【特定税目の集約化】 法人市民税・市たばこ税・市たばご税・市民税・産税(資産税等をのでは、資産のでは、資産のでは、対して、大規・では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	【特定税目の集約化】 法人市民税・入湯税・市たばこ 税・固定資産税償却資産分の課税 事務について、21年度の集約化 実施に向けた各種準備が完了して います。 【大規模家屋評価等の区支援強 化】 主税部固定資産税課内の「大規模 家屋評価支援班」の設置など区支 援強化のための準備が完了しています。 【納税事務の執行体制の検討】 局に課税事務を集約化した税目に 係る納税事務についての検討が完了しています。	【特定税目の集約化】 ・新たな事務連用の検討、マニュアルの整備(4月~12月) ・新税務システムの改修(8月~3月) ・事務所工事等環境整備(10月~3月) ・区税務課・関係部署との調整(通年) 【大規模家屋評価等の区支援強化】 ・区支援強化策及び新たな事務運用の検討、マニュアルの整備(4月~12月) ・局の区支援体制の整備(10月~3月) ・区税務課・関係部署との調整(通年) 【納税事務の執行体制の検討】・特別徴収(納税事務)の集約化案等について検討(4月~12月)

	11.55			
重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
公的年のの特別 税務事務における効率的かつ適正な賦課 徴収の実現 収納納率整 機会の	個人住民税の 公的年金から の特別徴収	・21年10月に社会保険庁等から支給される老齢基礎年金等分から特別徴収が実施される予定であり、実施に向けて着実に準備を進める必要があります。	・21年1月からの社会保険庁等年金データの受け入れを開始しています。 ・21年10月からの特別徴収開始に向けた運用のあり方やシステム構築等の準備が行われています。	【事務運用関係】 ・事務運用関係】 ・事務運用の検討・整備 (4月~1月) ・区税務課・関係部署との調整 (通年) 【準備作業】 ・システムの構築(7月~3月) ・事務マニュアルの作成・研修 (1月~3月) 【システムの一部稼働】 ・社会保険庁等からの年金データ 受け入れ等(1月~3月)
	収納率向上・ 滞納整理の 取組み強化 多様な納税 機会の拡大 [8-1-1]	(19年度末推計) ・市税収納率96.9% ・市税収納率96.9% ・市税滞納額200億円 ・ロ座振替新規申込者数4万3千件 ・市税調定額の伸びに対応し、現年課税分滞納の早期整理が必要 なっ1き続があいます。 ・・引き続があります。 ・金額の少ない滞納についても効率的な整理を促進する必額の少ない滞納についずあります。 ・安定的な納期内納税のため口座があります。	・20年度末に 市税収納率97.1% (19年度末比0.2%アップ) 市税滞納額190億円台 (19年度末比△10億円) 口座振替新規申込者数 4万7千件(19年度末比10% アップ)を達成しています。	【現年課税分対策の強化】 ・一斉催告(5月:19年度課税分の出納整理期間内整理(8月~)・現年課税分重点整理(8月~)・高額現年滞納の重点整理(通年)・差押強化(11月)【区局一体となった高額滞納整理推進】・不動産公売、捜索、インターネット公売の実施、支援(通年)【納期内納税の推進】・口座勧奨はがきの封入、地域特定ダイレクトメールによる勧奨(通年)・口座振替キャンペーンによる口座振替の推進(10~12月)
保有財産の 活用・処分	保有財産の 活用・処分 [8-2-1] [8-2-2]	【保有土地等の事業化】 ・先行取得資金で保有する土地の 有効活用・計画的な縮減を行う必 要があります。	・保有土地の事業化の推進、貸付等活用、買換えを促進します。 〈先行取得土地:7ha縮減〉 ・青葉区学校予定地活用事業 →事業予定者と売買契約が締結されています。 ・土地開発公社経営健全化計画の 着実な推進 〈20年度末簿価見込み:2,064億円 →みなとみらい21地区55~57街区の買戻しを含む〉	・保有土地の事業化、貸付等活用、買換えの促進(4~3月) ・青葉区学校予定地活用事業・契約締結、売却(~8月) ・土地開発公社保有の事業用地等の買取推進(4~3月) ・みなとみらい21地区55~57街区の買戻しと活用計画の再検討

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
	保有財産の 活用・処分 [8-2-1]	【保有土地の公募売却】 ・14年度から実施し、すでに6年が経過していることから、売却可能な物件が減少しています。中期計画の目標達成に向け、できる限り多くの区画を販売していく必要があります。	・30区画、0.8ha以上の土地を、 16億円以上で売却しています。	【第1回公募販売】 ・募集の詳細発表(5月) ・抽選実施(6月) 【第2回公募販売】 ・募集の詳細発表(9月) ・抽選・入札実施(11月)
保有財産の 活用・処分		【未利用公益用地の活用】 ・未利用公益用地については、区に権限を委譲し、地域での利用を優先してきましたが活用が進まない状況があります。 ・公益用地として取得した経緯を踏まえつつ、新たな活用策を検討する必要があります。	・新たな活用策についての仕組みづくりができています。 ・21年度にモデル事業が実施できるようになっています。	・区・事業局との調整(9月) ・要綱等の整備、収益の特定財源 化の検討(9月) ・新たな活用策の決定(11月) ・モデル事業の確定(12月)
/古用· 処力		【用途廃止施設の活用・処分】 小・中学校や公共施設の再編統 合等により、用途廃止となった土 地・建物の後利用について庁内検 討、地元協議を行っています。計 画案を早期に策定することが求め られています。	・廃校施設の後利用計画案が策定されています。 旧若葉台東小学校、旧若葉台西中学校、旧若葉台西小学校、旧霧が丘第1小学校、旧外取沢小学校、旧野七里小学校、旧チ沢小学校・・廃校施設の後利用計画案の策定に向けた取組みが進められています。 旧野庭小学校、旧並木第三小学校、市大医学部浦舟校舎	・廃校施設の活用(4~3月) ・旧若葉台東小学校:特別支援 学校の移転調整 ・旧若葉台西中学校:「文化・芸術」「環境」等の市民活動拠点 整備検討 ・旧若葉台西小学校、旧霧が丘第一小学校、田野で第一の場下のであります。 ・旧外取沢横護者人ホーム、公園を構調整 ・旧野七里小学校、旧矢沢小学校:地元協議の実施・旧野庭小学校、旧矢沢小学校・地元協議の実施・旧野庭小学校、田中大医学部浦舟校舎: 庁内検討を実施

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
条例の見直しな	社会環境の 変化に対応 する条例の 見直しの 仕組みづくり [4-3-3]	・19年度に全ての条例を、所管局において、条例に関わる法令、規則、要綱等の関係や、条例が時代に適しているか等を把握・整理するため、点検・調査を進めています。	・条例に関わる法令・規則・要綱等の関係を明確化した基本データが活用されています。 ・条例の点検・調査結果から、順次、改廃の検討や改廃が実施されています。	・所管局が条例の点検・調査結果を 行政運営調整局へ提出(5月) ・行政運営調整局による所管局の点 検・調査結果の確認(8月) ・条例基本データの活用(9月以 降) ・順次、条例の改廃の検討及び実施 (9月以降)
	職員仕事満足度調査の経年実施 [4-4-2]	・19年度調査の回答率は46%であり、さらに多くの職員の回答が必要です。また、調査方法について工夫が必要です。 組織運営上職場の情報共有、組織目標の共有等が課題となっており、各区局・事業本部において、これらに関する取組を進めた上で、その成果を測っていく必要があります。	・調査の趣旨が多くの職員に理解され、回答率が60%を超えています。 ・20年度調査結果が、組織運営の向上の取組(特に情報共有、運営方針の組織的共有)の成果を測る指標として活用されています。 ・調査結果について、問題点を把握し、各区局・事業本部に提供し、組織運営の向上を促します。	・19年度調査結果を踏まえた各区 局・事業本部での改善取組の実施支 援・ヒアリング (5~6月) ・20年度調査の実施方法等につい て検討 (7~9月) ・20年度調査の実施(10月) ・調査結果の各区局・事業本部への フィードバックと課題の整理(1~ 3月)
	横浜型行政評価システムの確立 [4-3-1]	・19年度に行ったマネジメントツール見直しの中で、民間度チェック見直しの方向性が決定し、この見直しの方向に添って具体案を作成する必要があります。 ・全庁的な視点での事務事業の見直しを実施する必要があります。	・自己チェックが予算編成作業の中で実施され、予算に反映されています。	・自己チェック実施方法の決定(7月) ・事業計画書様式の調整(8月) ・自己チェック等の実施(9~12月) ・事務事業見直しの調査(~7月)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
外郭団体改革の 推進〜特定協約 団体マネシルに を を を は の 継続	外郭哲 学の 学 は は は は は は は は は は は は は は は り よ り よ り	・39団体の特定協約団体に対し、第2期協約期間の中間期として、協約の進捗状況を確認するなど、引き続き、協約の達成に向けて特定協約団体マネジメントサイクルの取組を進める必要があります。 ・団体の経営の状況や、市と舎割団体の関係などを、外記まとめ、事は会談の場別と関シートにある必要があります。 ・次期協約(23年度)に向けて、団体にし、その上で、市の人的・可以のの方を段階的に見直す必要があります。	・協約の進捗状況の確認を外部の専門家等を活用して実施し、協約の達成に向けた取組が着実に進んでいます。 ・外郭団体白書や経営状況公開シートが公表され、経営の透明性が高まっています。	・協約の進捗状況を確認するための 実施方法の決定(8月) ・協約進捗状況の結果取りまとめ (3月) ・外郭団体白書及び経営状況公開 シートの発行(10月) ・外郭団体における障害者を雇用す るための指針の策定(10月)
市民にとってわられていりでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	民間企業型 財務情報の 充実 [10-3-1]	・わかりやすい財務情報の提供のため、民間企業型の財務諸表3表(バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書)を作成し、公表していますが、更に拡充していく必要があります。	・財務諸表3表について、作成し公表されています。 ・行政コスト計算書について、新たに5事業(施設)を対象に作成されています。 ・純資産変動計算書の作成が準備されています。 ・複式簿記・発生主義会計の導入にあたって、効果や課題等が整理されています。	・財務諸表3表の作成、公表(12月) ・事業別・施設別行政コスト計算書の作成、公表(12月) ・21年度の公表に向け、純資産変動計算書の作成準備(~3月) ・試算した財務諸表の監査法人等専門家のチェック(3月) ・国が示した「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」のいずれかの採用について方向性を検討(~9月)
	財政健全化法 への対応	・20年4月1日から健全化判断比率の公表に関する規定が施行され、 4つの指標について、早期健全化基準及び財政再生基準が示されています。 ・健全化判断比率のうち、特に外部の関心が高い実質公債費比率や将来負担比率の算定方法の詳細については、引き続き国の情報の分析等が必要です。	・施行後初の公表にあたり、健全化 判断比率の算定結果について、対外 的な説明責任を果たすとともに、必 要に応じた適切な対応を行っていま す。 ・中期計画上の財政健全化の取組に ついて、引き続きの別組むととも に、財政健全化に向けた指標の1つ として利用されています。	・健全化判断比率の算定方法の詳細に関する情報収集・分析を行い、庁内の情報共有を進め各比率を算定し、必要な手続きを踏んだ上で、市民等に対して公表(4~9月)・各比率の算定結果を踏まえ、必要に応じた対応策を21年度予算案に反映(~2月)

重点推進施策	施策 []は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
市民にとってわか情報の提供を表しておりません。	地方財政制度に関する具体的な提案と国の制度改善による地方の自由度拡大	・仕事量に見合った地方税財源の確保のため、地方分権改革推進委員会の勧告において、地方税財源の充実強化と自治体間の財政力格差の是正の一体的な改革の実施が必要です。・自治体運営の自由度を損ねている義務付け・関与など国の制度等の改善により、自治体のサービス提供の向上を具現化するよう、国等に対し積極的な働きかけが必要です。	・本市の税財源の充実強化に向け、 適時適切な提案・働きかけを行っています。 ・本市が提案・要望した国等の制度 改善・事業費確保が国の20年度予 算等において実現しています。	・概算要求・政府予算案や分権委員会の意見等に向けた税財源改革の提案検討(~6月・11月、通年)・提案、要望項目の調整、とりまとめ(~6月及び~11月)・市長・副市長による国への提案・要望(7月及び11月)・指定都市、八都県市等との共同提案の実施(随時)
	格付けを活用した起債運営 [10-2-1]	・本市の格付け効果に触発され、格付けを取得する自治体が増加しています。 ・また、投資家との対話を重視する起債運営が金融市場に浸透し、投資家層が拡大しつつあります。 ・こうした取組みを継続し、中長期的に安定的かつ有利な資金調達につなげる必要があります。	・投資判断に格付けを必要とする投資家層を拡大し、横浜市債の魅力を高めることで、金融市場からの評価向上につなげ、資金調達の多様化や中長期的に安定的かつ有利な資金調達が進められています。	・機関投資家向け5年債での主幹事 方式採用など、国内外の投資家層の 拡大及び金融環境の変化に即応した 機動的な起債運営の実践(通年) ・過去の高金利の公的資金につい て、19年度に引き続き最適な発行 方式を選択して民間資金により借換 (9月、3月) ・海外投資家向け英語版ホームペー シの更新待型及び訪問型 I R等の多 様な取組みを実施(通年) ※IR (Investor Relations)とは、 投資家に対して財務状況など投資の 判断に必要な情報を提供していく活 動のことです。
緑の保全・創造に向けた財源の確保(緑新税の創設)	緑の保全・創造に向けた 源の確保(新税の創設) [7-1-5] [8-1-4]	・「横浜みどりアップ計画」と対している。 ・「横浜みどりの別造を推進は、 を始い、様の保全・創造を確にない。 をがいたでは、 をからのでは、 をいき、 をいき、 ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	・緑の保全・創造に向けた新たな税の創設に向けた取組が進められていま・市内の緑の貴重さ、保全・創造の必要性について、広へ市民、関係さらに、①どのような施策・事業にして緑を保全・創造していくのか、③そでは新たな負担が必要なのか、③その負担でどういった効果が得られています。	《施策部門中心》 ・緑の保全・創造に向けた新規重点 施策の素案定(4月) ・新規重点施策に係る必要財源額の 精査(4月) ・市民アンケート(5月) 《税部門中心》 ・上記検討等に基づいた課税自主権 活用案(複数の方策案)の提示(5月) 《環境創造局中心に各部門共同》 ・広く公開型の検討会による検討、シンボジウム等の開催(5~9月) ・広く市民、関係者の理解を得て、順次、課税自主権の活用を具体化(12月~)

	施策			
重点推進施策	[]は中期計画 重点事 業・重点取組の番号	20年度当初の現状と課題	年度末のあるべき姿(目標)	具体的取組内容と時期
	を確 公正性を・契 確保した	【工事】 〈事業者の適正評価〉 ・20年度から実施している、事業 者の技術力・施工力・経営力に対す る適正評価について、経営事項審査 の見直し等も踏まえ、21年度に向 けた課題の抽出と評価方法の検討を 行うことが必要です。	・19年度に決定した評価項目などにより、事業者が適正に評価されています。 ・21年度に向け、工事成績をより一層重視するなどの評価方法が決定されています。	・21・22年度入札参加資格登録に向け、具体的な主観点(※)の見直し内容について確定(~8月)、実施(10月)・主観点の一層の活用などの評価方法について検討(~8月)・21年度に向けた課題の抽出、評価方法の検討(12月)
		く適正な競争環境の整備等> ・工事の品質確保や事業者の健全経営を図るために、20年度から実施している低価格入札対策について、実施状況を検証し、必要に応じて21年度に向けた課題の抽出と施策の検討を行うことが必要です。	・過度な低価格入札が抑制され、より適正な競争環境が整備されています。	※主観点とは、事業者のランク付を 行なう際に、当該事業者の工事受注 実績や成績に基づき付加する点数の ことです。 ・最低制限価格の引上げ効果の検証 (12月) ・入札ボンド(※)の実施方法の確定 (8月)、試行開始(10~12 月)、効果の検証(3月) ・低価格入札の原因分析と対策の検 討(~12月)
競争性、透明 性、公正性を確 保した入札・契 約制度の推進		・入札不調(入札者が誰もいないため入札が成立しないこと)がここ数年増加傾向にあり、本市事業の着実な実施に影響が出ています。		※入札ボンドとは、金融機関等の財務評価による保証を入札参加者に求める制度のことです。 ・入札不調の原因分析(8月)・関係区局との調整・要請(12月)
		【物品・委託】 <競争性の向上> ・行政運営調整局契約分では公募型指名競争入札が実施されていないものがあること、区局契約分では指名競争入札が中心となっていることから、競争性を高めることが必要です。	・行政運営調整局で契約する入札案件について、原則全て一般競争入札 又は公募型指名競争入札としています。 ・区局で契約する入札案件につい て、公募型指名競争入札を拡大しています。	入札結果の検証(6月) ・公募型指名競争入札のマニュアル の整備(6月) ・区局での公募型指名競争入札の実
		<低価格入札の対応> ・委託契約等において、低価格の入札が発生している現状を踏まえ、より適正な履行の確保等のため、低価格入札への対応が求められています。	・委託契約が適正に履行されています。	・低入札価格調査制度の課題の抽出 (10月) ・低価格入札案件の履行状況の検証 (10月)

お問い合わせ先

行政運営調整局の5つのチャレンジ~運営の考え方~

施策		担当課	電話番号	Eメールアドレス
	行政運営調整局の5つのチャレンジ(P2)	総務課	671-2080	gy-somu@city.yokohama.jp

12の重点推進施策

経営資源(人材・財産・予算)の最大活用!!【全体最適】

施策	担当課	電話番号	Eメールアドレス
コンプライアンスの推進(P4)	コンプライアンス推進課	671-4301	gy-comp@city.yokohama.jp
人材育成の推進と組織力の強化(P4~5)	人事組織課 職員課 人材開発課	671-2736 671-2156 662-2923	gy-jinji@city.yokohama.jp gy-syokuin@city.yokohama.jp gy-jinzai@city.yokohama.jp
働きやすい職場環境の充実 (P6)	職員課	671-2156	gy-syokuin@city.yokohama.jp
電子市役所の推進・情報システム の全体最適化(P6~7)	IT活用推進課 庶務事務集中センター 情報システム課	671-2118 671-2119 827-2941	gy-it@city.yokohama.jp gy-shomu@city.yokohama.jp gy-joho@city.yokohama.jp
一体的な取組による自律分権型の 予算編成・執行体制づくり(P8)	人事組織課 財政課	671-2736 671-2212	gy-jinji@city.yokohama.jp gy-zaisei@city.yokohama.jp
税務事務における効率的かつ適正な 賦課徴収の実現(P8~9)	税制課 税務課 収納対策推進室	671-2252 671-2253 671-2256	gy-zeisei@city.yokohama.jp gy-zeimu@city.yokohama.jp gy-syunotaisaku@city.yokohama.jp
保有財産の活用・処分 (P9~10)	財産調整課 財産管理課	671-2266 671-2261	gy-zaisan@city,yokohama.jp gy-chosei@city,yokohama.jp

時代に適合した効率的・効果的な行財政運営の実現!!【時代最適】

施策	担当課	電話番号	Eメールアドレス
条例の見直しなど社会環境の変化に 対応した行政運営の実現(P11)	行政システム改革課	671-3321	gy-gyosei@city.yokohama.jp
外郭団体改革の推進〜特定協約団体マネジメント サイクルによる見直しの継続〜(P12)	行政システム改革課	671-3321	gy-gyosei@city.yokohama.jp
市民にとってわかりやすい財務情報の提供と 行財政制度改善に向けた提案(P12~13)	財源課 財政課	671-2183 671-2231	gy-zaigen@city.yokohama.jp gy-zaisei@city.yokohama.jp
緑の保全・創造に向けた財源の確保 (緑新税の創設) (P13)	税制課	671-2252	gy-zeisei@city.yokohama.jp
競争性、透明性、公正性を確保した 入札・契約制度の推進(P14)	契約第一課 契約第二課	671-2707 671-2248	gy-keiyaku1@city.yokohama.jp gy-keiyaku2@city.yokohama.jo











